

「令和4年度 託麻プレミアム付き商品券」取扱店要領

1. 商品券事業の目的

コロナ禍の影響により売上が減少した地域事業者の事業継続を支援すると共に、市民の消費活動を喚起し、託麻地域を中心とした経済浮揚を図ることを目的とする。

2. 商品券事業の概要

- (1) 名 称 「令和4年度 託麻プレミアム付き商品券」発行事業
- (2) 発 行 者 熊本市託麻商工会（共同実施者：託麻西南繁栄会、託麻北繁栄会）
- (3) 発行総額 7,200 万円（販売総額 6,000 万円(6,000 冊)＋プレミアム率 20%）
- (4) 販売価格 1 冊 10,000 円（12,000 円分の商品券(1,000 円券×12 枚綴り)）
- (5) 販売期間 令和4年11月14日(月)～令和4年11月25日(金)
- (6) 販売場所 熊本市託麻商工会（熊本市東区長嶺東7丁目9-8）
- (7) 販売方法 事前申込者に送付する引換券との交換販売（申込多数の場合は抽選）
- (8) 利用期間 令和4年12月1日(木)～令和5年1月15日(日)
- (9) 利用可能店 取扱店として登録された事業所
- (10) 換金期間 令和4年12月1日(木)～令和5年1月31日(火)
- (11) 換金場所 肥後銀行（託麻・託麻東・長嶺・小峯・三郎の各支店）

3. 取扱店への参加資格

熊本市託麻商工会、託麻西南繁栄会、託麻北繁栄会のいずれかの会員資格を有し、熊本市内に店舗又は事業所を有する事業者で、商品券の利用が熊本市内の店舗等に限ることが出来る者。

なお、非会員の事業者が取扱店になることを希望する場合は、各団体の会員加入規約等に基づき、会員資格を有した後、取扱店登録の手続きを行うこととする。

但し、次の事業者は除く。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業設備を設けて、客に射幸心をそそる恐れのある営業（ゲームセンター、パチンコ店、マージャン店等）、及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等の営業を行う者
- ②特定の宗教団体・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行う者
- ③後述「9. 商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う者
- ④地方自治法施行令第167条の4第2項第2号（競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げるとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき）に該当する者

4. 取扱店登録の申請方法

商品券の利用可能店として登録を希望する事業者は、「取扱店申請書」兼「不利益取扱同意書」を熊本市託麻商工会に提出する。

（窓口持参・郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で提出）

5. 取扱店登録の申請期間

令和4年7月25日(月)～令和4年8月26日(金) 午後5時

なお、期間を過ぎての受付も行いますが、チラシ（商品券の販売前に配布するもの）に取扱店名として掲載されない場合があります。

6. 取扱店としての登録認定

登録認定については、商品券取扱店一覧への掲載及び周知用ポスターの配布をもって代える。

7. 取扱店の責務

- ・商品券が利用可能な取引において、商品券の受領を拒んではならない。
- ・商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

8. 商品券取扱いの厳守事項

- ・商品券は物品の販売又は役務の提供等の取引においてのみ利用可能。
- ・商品券と現金の交換は禁止。
- ・商品券額面以下の利用の場合でも、お釣りは渡さない。
- ・不足額分が生じた場合は現金等で受け取る。
- ・使用期間を過ぎた商品券は受け取らない。
- ・商品券の盗難、紛失、滅失、偽造や模造等に対し、発行者は責任を負わない。
- ・商品券が未登録店で使用された場合、その換金措置には応じない。
- ・商品券の店舗間での交換は出来ない。

9. 商品券の利用対象とならないもの

- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペードカード等の換金性の高いものの購入
- ・出資や債務の支払（税金、振込代金、振込手数料、電気代などの公共料金等）
- ・たばこ事業法第2条第1項第3項に規定する製造たばこの購入
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機械類及び仕入商品等の購入
- ・電子マネーへのチャージ
- ・医療費、調剤費及び介護保険サービス料等の支払
- ・特定の宗教団体・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業設備を設けて、客に射幸心をそそる恐れのある営業（ゲームセンター、パチンコ店、マージャン店等）、及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等に要する支払（当該営業許可を得る必要があるにも関わらず、営業許可を取得していない店舗も同様とする。）
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ、商品券の売買及び払戻し

10. お申込み・お問合せ先

託麻プレミアム付き商品券事務局（熊本市託麻商工会）

〒861-8038 熊本市東区長嶺東7丁目9-8

（ TEL 096-380-0014 ・ FAX 096-380-0246 ・ MAIL kstakuma@lime.ocn.ne.jp ）